

平成22年度第6回

# 新宿区環境審議会

平成23年2月16日(水)

新宿区環境清掃部環境対策課

## 平成22年度第6回新宿区環境審議会

平成23年2月16日(水)

新宿区役所6階第4委員会室

### 議題

- 1 地球温暖化対策指針について
- 2 環境影響評価について～紀尾井町南地区開発事業～
- 3 その他

### 資料

- 1 新宿区地球温暖化対策指針 一式
- 2 第七回新宿区地球温暖化対策専門部会議事録
- 3 環境影響評価調査計画書「紀尾井町南地区開発事業」(ピンク色の冊子)
- 4 「紀尾井町南地区開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について
- 5 「紀尾井町南地区開発事業」に係る環境影響評価指針調査計画書に対する区長意見(案)
- 6 エコギャラリーニュースVOL58・59

### ○審議会委員

#### 出席(12名)

会 長	丸 田 頼 一	副 会 長	野 村 恭 子
委 員	安 田 八 十 五	委 員	小 野 栄 子
委 員	瀧 口 洋	委 員	福 井 榮 子
委 員	犬 塚 裕 雅	委 員	松 井 千 輝
委 員	鈴 木 一 末	委 員	戸 梶 俊 広
委 員	甲 野 啓 一	委 員	伊 藤 憲 夫

#### 欠席(4名)

委 員	崎 田 裕 子	委 員	勝 田 正 文
委 員	木 村 秀 雄	委 員	近 藤 喜 則

◎開会

○会長 では、定刻になりましたので、始めさせていただきます。平成22年度第6回の新宿区環境審議会でございます。皆様方、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。委員の皆様の活発なご意見をちょうだいしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の出欠について、事務局からご説明をお願いします。

○環境対策課長 本日は、勝田委員、崎田委員、木村委員、近藤委員よりご欠席の連絡をいただいております。定数は16名なので、審議会の開催条件を満たしております。

---

◎事務局説明

○会長 それでは、本日の議題につきまして、同じく事務局からお願いします。

○環境対策課長 お手元の次第にありますように、本日は1つ目として新宿区地球温暖化対策指針についてです。2つ目として、環境影響評価についてです。3つ目として、その他です。資料を事前にお送りしたので、資料確認をさせていただきたいと思います。資料の1つとして、新宿区地球温暖化対策指針の一式です。冊子のものと、薄いパンフレット状のもの、それとパブリックコメントの結果、その3種類です。また、第七回の新宿区地球温暖化対策専門部会の会議録、3つ目として環境影響評価調査計画書～紀尾井町南地区開発事業～ピンクの冊子です。それと、紀尾井町の事業に係る環境影響評価計画書に対する区長意見（案）です。あとはエコギャラーニュースでございます。

以上、事前にお送りした資料と本日の机上配付の資料とありますので、もしなければ事務局に言ってください。以上です。

---

◎地球温暖化対策指針について

○会長 では、この議題に従って進めさせていただきます。まず、「地球温暖化対策指針について」ということで、ご審議をお願いいたします。では、事務局からご説明をお願いします。

○環境対策課長 それでは、地球温暖化対策指針について、もう何回か審議していただい

りますが、本日は最終案ということでご説明をします。

この案件につきましては、既に第7回の新宿区地球温暖化対策専門部会を2月1日に開催して、そこでいろいろなご意見をいただきましたものを踏まえて、本日の案をつくっております。まず、専門部会長の野村委員から専門部会の会議概要につきまして簡単にご報告いただければと思います。

**○副会長** お手元資料の2に、2月1日に開催されました専門部会での概要を事務局でまとめていただいておりますので、かいつまんでご説明させていただきます。パブリックコメントを公表する前に、当然ながら専門部会では一度その内容を見て、実際にパブリックコメントで上がってきた内容についてどのように変更を加えるかということ、事務局それから調査コンサル等で検討していただいた結果を、改めて委員とともに検討した結果が、6つ項目がありますけれども、素案の表現や内容についてご説明いただいています。概要版もありますが、本編は非常に分厚い冊子ですけれども、それに対して実際公表されているものは非常にコンパクトなもので、素案全体の中の非常にわかりやすく伝えなければいけないところを、新宿区の特徴と目標と、基本の政策、施策がわかるように、それから区民の方、事業者の方、区の取り組みがわかるように、非常に細か目にかいつまんで作成するというのが概要版です。それについても素案を直す範囲の中でもう一度微修正して直すべきこと、非常に盛りだくさんな内容なので、かえってわかりづらくなっているところについても最終的に本当に伝えるべきところをどのようにするかというあたりを議論させていただきました。

それから、資料をめくっていただきまして裏面ですが、6章という、パブリックコメントのときには指針、実際にこの計画をどのように進めていくかといった、体制や仕組みについては、パブリックコメントにかけておりません。これはあくまでも運用をどのようにするかという合理的、効果的なやり方について示す部分ですので、改めてこれを2月1日の第7回のときに皆さんの意見をちょうだいしました。そこでは体制図、概要版の3ページです。基本方針と施策がこの3種類あるわけですけれども、この重点施策や基本方針3つをどのように進めるかということ、今度体制としては本編の6章72ページを見ていただけますでしょうか。結果的にきょうはこういう修正、部会で検討した内容をさらにうまく消化していただきまして変更されていますけれども、この72に示しているような推進体制について、既往の計画とどういうふうに違うのか、あるいはあえて変えずにより今回の地球温暖化というテーマの中で進める体制を議論させていただき、結果として事務局の、修

正いただいた72のような案になっています。これが実質パブリックコメントにかけていない中で議論させていただいている内容の一つ、主要なところであります。

それから、この72を説明する形でそれぞれの区の役割、区民の役割、それから環境情報センターの役割といったものを説明しているわけですが、それが74ページまでです。推進スケジュールというものもこの6章では定めていきます。目標が短期、中期、長期とありますので、それをどのように計画として管理運用していくのかというあたりをモニターしていくかを整理させていただいております。

76ページ、今度は本委員会でも議論になったと思いますが、非常に長い、短期のものと、それから長い目標に向かって運用していく計画ですので、さらに野心的な目標を掲げていますので、プラン・ドゥ・チェック・アクションということで、いわゆるPDCAサイクルを回すことの重要性を改めてここで明記していただくような形になっております。その数字の追いかかけ方としては、排出量の算定方法についてはこれに従うということもきちんと明記してあります。

こういったあたりを6章の中に加えていく重要性を委員の方から意見をいただいて、本日の資料はその反映された内容となっております。

以上、第7回、最終回になりましたけれども、これらパブリックコメントの反映条項を最終的にさらに練ったことと、6章について議論させていただいたという結果となっております。これが最終案の出てきたプロセスです。

**○環境対策課長** 今、野村部会長からご説明いただいたような議論を踏まえまして区のほうで最終案をまとめたわけですが、お手元に、まず、新宿区地球温暖化対策指針のパブリックコメント実施結果についてというのがあると思いますが、これは前回ご説明を既にしております。お手元に配付した資料と若干修正した部分があります。2ページの、事前に送らせてもらったものと若干変更した部分を口頭でご説明します。今お手元にお配りしたパブリックコメントの実施結果なのですが、事前にお配りしたものと若干違った部分が2ページの意見番号の10、11、12の区の回答の部分の墨かけになっている部分です。想定する2050年の社会の進歩について、新たにコラム～目標達成に向けた社会の進歩について～と追記します。この部分を、12ページに加えました。

それと、7ページの意見番号61の区のお考え方の墨かけの部分ですが、2005年度は緑被抽出面積の精度が向上し、これまで切り捨てられていた9平米未満の小規模緑地が算入されたために樹木・樹林の緑被面積が増加した。この緑被面積が増加したと考えていますとの

コメントを追記しますということで、ほかの部分は前回ご説明したものと同じです。このパブリックコメントの結果を、特に墨かけの部分を本文に反映させてありますので、反映させた部分を今からご紹介したいと思います。

「低炭素な暮らしとまちづくりに向けて」の本体ですが、初めにページを開いて目次の次です。第1章の中扉の部分の下の説明書きの部分ですが、下線を引いた部分がパブリックコメントの状態のときからつけ加えたということです。ここでは低炭素な暮らしとまちづくりをわかりやすく定義してほしいというご意見があったので、ここに「低炭素な暮らしとまちづくり」とは、社会や生活基盤を省エネ型にして、CO<sub>2</sub>排出量を減らしていくことを意味していますと簡単に定義しています。

次に、3ページが一番上の行ですが、東京都の年平均気温が過去100年でとなっておりまして、その部分、「年」を入れてくださいというご意見を踏まえて、年平均というように「年」を入れております。

次に、7ページにつきましては、基本方針がⅠ、Ⅱ、Ⅲと書いてありまして、基本方針Ⅰの新宿エコ隊のところを、属性等を示してほしいということでしたので、新宿エコ隊のところに注釈の1ということで、下に新宿エコ隊、CO<sub>2</sub>を率先して削減する区民・事業者の皆さんのことを指し、平成23年2月末時点で〇〇人、これは最新のデータを入れますので空欄にしています。おおむね1,500人程度でございます。括弧して、その中の属性として、区民が何人、事業者が何人、地区別で四谷地域、筆筒地域、それぞれの地域の方が何人という属性を付記しました。

次に、基本方針Ⅱのところですが、このやはり下線部のこうしたエネルギー利用の高度化に加えて、地域冷暖房など個別の建物にとどまらないエネルギーの面的利用を推進します。これを加えております。エネルギーの面的利用というのを補充しています。

○安田委員 エネルギーの面的利用というのはどういう意味ですか。

○環境対策課長 エネルギーの面的利用というのは、1つは例えば地域冷暖房などのように、個別のビルだけではなくて、エネルギーをほかの建物等とも融通し合うというようなことで、他にも、新宿では例はないのですけれども、例えば蒸気などを利用しているところなどがありますので、一つの建物だけにとどまらずにエネルギーを有効利用するということです。

今回、言葉の説明をつけました。資料の37ページ、この冊子の後ろのほうに資料番号、資料のページ番号があって、その37ページが一番上の欄のところ。ここにエネルギー

一の面的利用の説明を加えてあります。

次は24ページなのですがすけれども、真ん中の黄色い部分の区の支援のところの下線部がありますが、取り組みの見える化ですけれども、区の低炭素な暮らしに取り組んでいますシール等（太陽光発電等に取り組んでいることをアピールするシール等）の発行と書いてありますが、その下線部を補充してあります。この低炭素な暮らしに取り組んでいますシール等に関しましては、そのほかの項目でも見える化の一環として何か所か出てまいりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○安田委員 7ページには、地域冷暖房個別の建物にとどまらないエネルギーの面的利用を推進しますと書いてあるけれども、資料の37は地域冷暖房やテナントビルにおけるビル単位のエネルギー利用が挙げられるということで、こちらには地域冷暖房が入っていて、7ページの説明では地域冷暖房は入っていないような表現になっていますね。これは矛盾するのではないですか。地域冷暖房というのは個別の建物の冷暖房ではないから、まさに面的利用だから、そうすると7ページの表現がおかしいということになりますね。資料の37の地域冷暖房というのは面的利用に入ると思ひます。

○瀧口委員 今のところに関連して質問ですけれども、エネルギー利用の高度化ということはエネルギー利用効率の高度化ではなくて、利用量の増大ということですか。エネルギー利用効率の高度化というなら。

○環境対策課長 区として高度化は効率的な利用というふうに考えています。だから、量の増大ではなくて。

○瀧口委員 利用効率の高度化、コジェネレーションというのは非常に高度化しているわけですね。そういうふうに利用方法が高度化しているのか、前の文からくるとエネルギー利用量の増大という意味かなと、どちらなのですか。

○環境対策課長 エネルギー利用量の増大ということは想定していません。例えば地域冷暖房に関していえば、現在の量でより効率的な、もしくはより少ない量で今と同じものを提供できるという。

○瀧口委員 そうすると、利用効率の高度化ではないですか。

○安田委員 それを含めて高度化といっている。

○瀧口委員 量も効率も高めて。

○安田委員 はい。

○環境対策課長 先ほどの地域冷暖房が面的利用なのかどうかというのは、確かに7ページの

文章は、地域冷暖房を外したわけではないのですが、若干文章として地域冷暖房などにとどまらないという書き方です。

○安田委員 この表現がおかしい。地域冷暖房は個別の建物にとどまらない。地域冷暖房は個別の建物ではないです。複数の建物でやるわけですが、地域全体で。この表現がおかしいです。

○環境対策課長 そうですね。

○安田委員 高度化に加えて個別の建物にとどまらない地域冷暖房などを含むエネルギーの面的利用を推進します、そういうふうにすればいいのです。

○環境対策課長 この点は安田委員のご指摘を踏まえまして、より正確な表現に直します。

○会長 一通りご説明してからご意見やご質問をいただきます。

○環境対策課長 では、続いて、20ページの真ん中の茶色い部分ですが、3Rの取り組みのところに、下線部が、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に努めるという表現、これを追記しています。

先ほどの24ページ以降、低炭素な暮らしに取り組んでいますシールの部分は、省略させていただきます。

次に、34ページの真ん中のピンクで囲われている部分ですが、街区単位での取り組みの中で、地域冷暖房等の高度化などのエネルギーの面的利用の検討を行うということを追記しています。その4つ目ですが、地域におけるエネルギーの有効利用計画制度を活用する。エネルギーの有効利用計画制度というのは東京都の制度でこういう制度があるのでそれを活用する。

その下の黄色の部分ですが、地域冷暖房の都市計画決定の検討を補充してあります。

その下の建物間融通を含むエネルギーの面的利用の促進、これも追記しました。

41ページ、低炭素なまちづくりの緑の表の一番上ですが、風の道を考えたまちづくり、水と緑の環の形成、七つの都市の森の保全・拡充、「風の道（緑の回廊）」の整備、この下線部分を追記しています。

その一番下から2つ目ですが、市街中心地の道路のモール化（道路を歩行者・自転車優先の散策路的な空間として開放し、一般交通をできるだけ抑制する）というのを追記しています。

48ページですが、上の気候の部分の四角の真ん中の部分の1998（平成10）年以降、東京都の年平均気温を1℃前後上回っています。新宿区と東京都の平均気温を比較した表記で

ございます。下にグラフが出ています。

そのページの一番下のところの図の4-5、新宿区の緑被の推移ですが、2005（平成17）年度は、緑被抽出面積の精度が向上し、これまで切り捨てられていた9平米未満の小規模緑地が算入されたために、樹木・樹林の緑被が向上したと考えていますという注釈を加えました。

49ページの上の建築物のところですが、用途別床面積は集合住宅28.5%、事務所建築物25.6%で、集合住宅、事務所建築物で50%以上を占めています。これを追記しました。

52ページの上の部分ですが、新宿区のCO<sub>2</sub>排出量のところに下線部分を追記しています。日本全体では産業部門の割合が高くなっていますが、新宿区の排出量は民生部門（業務）の排出量が多いことが特徴ですと表記しました。

以上が本編にパブリックコメントを踏まえて追記等をしたものです。そして、6章以下です。71ページからですが、ここはパブリックコメント後に6章以降追加しています。6章に関して、前回環境審議会で大枠のところはご説明いたしました。それから、専門部会等、事務局等検討する中で、例えば72ページの表のつくり方など、おおむね区民や地域団体、NPOまた事業者と連携協働しながら低炭素な暮らしとまちづくりを進めていく。その拠点になるのが新宿区立環境学習情報センターです。それに関して区としては新宿区の環境基本計画推進本部で方針等を決定して進めていく。それに対しては、この方針等を決定するに当たっては環境審議会ですさまざまな情報を提供いたしまして、ご意見をいただきながら進めていくという図です。まだ若干調整があるかと思いますが、おおむねこのような形でつくっていきたいと思います。

76ページのところです。PDCAのサイクル、これも先ほど野村部会長からご説明がありました。単純に回っているだけではなくて、より上にステップアップしていくような図ないしは表現でそういうものを入れたほうが良いというご意見もいただいておりますので、今後若干調整したいと思いますが、プラン・ドゥ・シーをこういうふうに回しながら進めていくというようにしています。

それと参考資料ですが、今回つけ加えました。特に資料の2と書いてある、指針の策定の経過です。今回つくった指針の策定の経過、基本的には時系列で、項目別にしてあります。この並び方は若干調整したいと思いますが、今回の指針を策定した経緯を示します。また資料の4ページ、資料の5ページには今回ご意見をいただいた専門部会の名簿、環境審議会の皆様の名簿をつけさせていただいて、こういう方で検討、意見をいただいたとい

うことを示すようにします。

資料の6ページ以降は前回もつけてあったものです。先ほど安田委員からご質問があったような、例えばエネルギーの面的利用などの用語の説明を資料の36ページ以降していません。

まだ若干文言の調整はありますし、また本日ご意見をいただければまた若干の調整はできると思いますが、このような形で進めたいと思います。概要版ですが、前回と少し変えてありまして、かなり詰め込んだような形で書いてあったのを、専門部会等々で見やすい形にしたほうがいいという意見を受けまして、今回あまり中身を詰め込まない形にしました。1ページ目のところが新策定の目的と位置づけということ、前はこの辺がかなりボリューム感があったのですが、すっきりとさせまして、新宿区の特徴、新宿区の目標、そして3ページで前回の基本方針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ等々、重点施策、体系図、4ページではそれがイメージとしてわかりやすくイラスト等で示したわけです。具体的には5ページ以下、区民、事業者、区がどのような取り組みをしているか、またいくかということを経と写真を使って、なるべくビジュアルに示しました。

地球温暖化対策指針については以上です。

○**会長** では、ご質問やご意見、よろしくお願ひいたします。

○**小野委員** 21ページの新宿エコ隊について今回加筆された部分ですけれども、地域別に何人というのをよりわかりやすくするために円グラフを使ったほうがいいのではないかと思います。

それから、72ページに図6-1で指針の推進体制とありまして、今回この会議に参加させていただく中で、新宿区立環境学習情報センターが大変重要な役割を持っているということ、を区民として学んだのですけれども、できればこの情報センターのことを概要版の3ページの中にも、名前とサイトアドレスだけでもいいので、入れる工夫がもしできればと思いました。やはり、区民として情報をどこから得ようかと考えると、若い世代は割とインターネットに頼るところが多いと思いますので、何か指針に触れたときにアクセスできるようなポイントとして、そのような記述ができればより効果的なのではないかなと思った次第です。

○**環境対策課長** 今のご意見、大変参考になりますので、先ほどのエコ隊もなるべく目で見てわかるような形に、また環境学習情報センターに関しても、新宿区の環境施策の重要な拠点になっておりますので、よりわかりやすく情報発信ができるような形に、概要版等にも

入れたいと思います。入れ方に関しては概要版の4ページにも出てきますので、その辺、工夫させていただきたいと思います。

○安田委員 72ページ、環境学習情報センターのところ、それと新宿区の環境基本計画推進本部とありますね。これを見ると学習情報センターのほうが上位、たまたま図で上に書いてあるからかもわからないですけども、区といった場合の区の主体性というのは情報センターがメインなのですか。

○環境対策課長 むしろ環境学習情報センターは活動の拠点となるもので、新宿区の環境施策の方針等を決定していくのは環境推進本部です。

○安田委員 そうすると、本部を上にしたほうがいいのではないですか。情報センターが政策をつくってやるようなイメージになる。

○環境対策課長 これは上の区民・地域団体・事業者等との連携・協働のこととの関係があります。安田委員言っているようなことは推進本部の中身には書いてありますが、もう少しこの辺のイメージがわくような図を若干工夫したいと思います。ただ、連携・協働の関係があるのでセンターが上にいっているということです。

○甲野委員 今のお話の、皆さん言っているのは同じことだと思いますけれども、受け皿の立場からすれば、別に区民が下になってもいいです。この図全体を上と下を逆にして、それで問題がなければいいような気がします。一番上に環境推進本部をもってきて、そしてセンターがその司令塔のような、そうして区民や事業者へいく、そういう格好で差し支えなければそのほうがわかりやすいと思うのです。

○環境対策課長 その点に関しましては、区とするとできるだけ区民・事業者、特に区民の方等が中心的というイメージで図はつくってあります。

○甲野委員 確かに気を遣ってくださるのは大変ありがたいのですが、どうも流れからすると一番上に推進本部がいてもいいような気もすると私は感じました。

○副会長 いわゆる政策がトップダウンで進めるものではなくて、責任を持っているそれぞれの主体にもともと原因している問題なので、それで一緒にやってみましょう。ボトムアップなのか、明らかにトップダウンではないということを伝えたかったために下から上になっているという配慮だと思うのです。それゆえに上にもってくるとまたトップダウンの考え方を絵として誤解を招くようになるのではないかという懸念で、あれやこれやと悩んだ末ですが、まだできるだけ工夫というのは必要かなと思います。

○環境対策課長 ほかの図が全体の基本方針と施策体系、14ページ等との図等のある程度整

合性をとってあります。そういう方針が単純にトップダウンではなくて、むしろ区民と事業者の方と協働しながら、意見を吸い上げながら進めていく。そして、低炭素な暮らしとまちづくりを未来に向かって進めていくということで、低炭素な暮らしとまちづくりは上のほうに目標のような感じのイメージでつくってあります。

○安田委員 この区の中には区議会も入るのですか。

○環境対策課長 まず、基本的には区議会は区の中には入らないと考えております。

○安田委員 区議会の役割は何になるのですか。地方自治体の場合、日本の場合は二元代表制になっていますね。

○環境対策課長 1つは、今回の指針ですと区で決定して、特に条例化はいたしませんので、議会で決定するというのではなく、議会にこれを区の計画として報告して、区議会からはまたご意見等はいただきますので、ある意味でのチェック機能というのは議会は果たしていると思います。区が進めていくものを報告もしますので、途中での評価やチェックも実質上は果たしています。

○安田委員 昔は審議会に区議会の議員もいたけれども、今はいませんね。

○会長 一般的には議会はかかわらないのです。自治体のレポートのときには、国のレポートも同様ですから。行政機関が一応表に立って、それをバックアップしたり、また助言したり、いろいろあるでしょうけれども。

○安田委員 それで問題がなかったら別にいいと思います。

○松井委員 先ほどから出ている図6-1に関しましては、よりよい方向でまた考えていただければと思います。

そして、概要版なのですけれども、こちらはもともとの指針よりも目にする方が多いので、とても見やすくなったという私は印象を受けました。前のときは1ページ目をあけたときに左側がすごく色がたくさんありましたし、字もたくさんあって、その場でとじたくなるぐらいのイメージがあったのですが、今回はこのままめくってもいいかなというような感じになっているので、とてもよいと思います。

最後に質問ですけれども、シールを配布するような、低炭素な暮らしに取り組んでいますシールというのがたくさん出ているのですが、これは大体どのようなものを想定していて、どういう形でどのように配布するのかというのが、決まっているようであれば教えていただけますか。

○環境対策課長 これに関しましては、パブリックコメント等の意見で見える化をできるだけ

図ってほしいという意見があったので、区として、ここには低炭素な暮らしに取り組みますシールというふうに書いてあるのですが、必ずしもシールではなくて、例えば何かそういう表示物、シールというのは張りつけなければいけないので、張りつけてもいい場所とか、いろいろ限定されますので違う表示もあればと考えています。これに関しては具体的な記載はないのですが、今後事業化していく中で具体的なものを区として考えていきたいと思えます。

その1つがシールなのですが、これもできるだけ張ってもらえるように、余り大きくなくて、例えば太陽光発電をやっているとか、そういうことをみんなで共有し合うようなものを考えているのですけれども、実際に張ってもらえるかという点とみんな張りつけること自体にいろいろあるので、みんなに張ってもらえるようなもの、もしくは張らなくても何かで取りつけられるようなものを今一生懸命検討しているところです。

○松井委員 シールにしても何にしても、使ってもらえないと余り意味がなくなってしまうので、これが何のためのシールかというのがわかることも大切なのですけれども、それが格好悪いようなものだと確実に張っていただけないので、持っているとなんとなくすてきみたいな、そういう感じに進めていただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

○環境対策課長 全くそのとおりで、一つは張るところも、例えば区の施設で太陽光発電とかいろいろやっているところにはそれなりのものを張る。また事業者です。パブリックコメントにもあったのですが、例えばそういう事業者の方に張ってもらう。あとは一般の家庭ですが、確かにおっしゃられるとおりにちょっとおしゃれなものとか、センスのいいものでないとなかなか張ってもらえないと思うので、そういうものを考えたいと思えます。

○犬塚委員 質問や意見というわけではなくて、ここに至るまでの専門部会の皆さんの議論、検討のご努力と、事務局の皆さんがそれをしっかりと受けとめながらこういった形に仕上げられてきたことについて、大変感謝いたしたいなと思っております。これが具体的な実効性のある施策あるいは事業につながっていくことを大変期待しているところでありまして、環境対策課の皆さんは仕事として頑張っていくのは当然なのですけれども、区役所ほかの部署もいろいろとございます。ですから、ほかの部署の施策、事業にもこれがうまくきちんと整合性をもって展開されることを期待していきたいなということに関して申し上げますと、推進体制の話になって恐縮なのですけれども、区が区役所の中の他の部署に対して徹底する、あるいは協力していただくような内部的な働きかけは、例えばどのようなことを想定されているのかというのが一つと。

それから、今シールの話が出たわけですが、非常にシンボリックな話でわかりやすいのですが、そういったものを積極的に事業所として参加し、掲げるということを協力のお願いです。あるいはそういったことに対して意欲的に参加していくための巻き込み方をどのように想定されているのか。その辺のアイデア的なものも含めて、今後の展望に関するということ、お聞かせいただければ大変ありがたいというところでございます。

**○環境対策課長** 区の内部としていかにこの指針を浸透させていくかということなのですが、一つは新宿区の環境基本計画推進本部、ここで結果等を踏まえて各委員、部長級が委員になっておりますので、そこでこういう方針で進めていますということではっきり方針を示す。それと実際の実働部隊としては、新宿区庁内地球温暖化対策部会というのが庁内の連絡部会、これは主に施設を持っているところが中心になっている。ほとんどの関連部署が入っている部会がありまして、そこで具体的な対策等を検討したり、発信したりするということなんです。

実際の事業化に当たっては、新宿区の第二次実行計画というものを来年度、23年度に検討して、24年度から始めるのですが、そういう中で具体的な事業化をしていきます。23年度については、今やっている施策の充実を図る中で、この指針の趣旨をできるだけ進めていく。これはこの指針にも書いてありますが、そういうことで区内に関しては具体化していくということがあります。

もう一つ、シールなのですが、巻き込みというのは一般の事業者ということですか。

**○犬塚委員** この指針でいくと一般の事業者にしたときに、主体性を持って、当事者性を持って参加してくれというように読めるので。

**○環境対策課長** 事業者には、区が事務局をやっているエコ事業者連絡会という、自主的な連絡会があるので、そういうところを通じて皆さんを巻き込んでいくということも一つです。また事業者と重点施策の一つになっていますが、事業者や大学等と連携した取り組みを今回は試みてみたい。また、東京商工会議所の新宿支部、こことはいろいろ連携しておりまして、そこから情報発信していく。また、商店会の連合会があるのですが、そういうところとも連携して、情報を流して、事業者の方をできる限り巻き込むなどしていきます。

**○福井委員** 先ほどからのシールの件なのですが、エコ隊というものの存在とこのシールを広めるということと、どういう使い分けになっているのかということ。小さなことなのですが、41ページのまちづくりで、七つの都市の森という言葉がわからなかったのですが、教えてください。

○環境対策課長 七つの都市の森というのは、新宿区の都市マスタープランに出ておりまして、具体的には新宿区内にある、例えば新宿御苑、戸山公園、中央公園など7つあって、そのことをいっているわけです。

○環境清掃部長 新宿区基本構想の冊子30ページに見開きになる地図が出てきます。この七つの都市の森というのは、左側のページに書いてありますけれども、それを見ていただくとわかります。

○環境対策課長 わかりにくいので、若干注を加えるなど検討します。

それと、エコ隊とシールの関係についてです。現在のところエコ隊は登録をしてもらってエコ隊員証というのを送付しています。シールは、例えば太陽光発電を入れているなど、設備を設置している、区有施設においても普通の個人の家庭においても、そういう方のところに張ってもらおうかと考えているので、直接はエコ隊に関連していませんが、その辺も今後検討したいと思います。今のところは直接の関連はありません。

○福井委員 エコ隊の一つの中に加えて、単純な発想なのですが、ポイント制のようなことにしていってできるのではないかと思うのです。

○環境対策課長 どのように仕組みをつくるかがありますので、意見として拝聴したいと思います。

○小野委員 本編の12ページなのですが、前回の審議会からこのページがどのようになるのか、実は楽しみにしてきょうを迎えているのですが、2050年の社会の姿ということで、こんな社会になるのかなという思いで読ませていただいたのですが、出典のところ、先ほど環境省の資料を参考にしてあるというお話があったのですが、環境省というところまでしっかり引用文献として入れたほうがいいのではないかなと思ったのと、最後の四角の枠の中の言葉が全体の中で位置づけというのがよくわからない。非常におもしろいコラムなので、少し形が整うといいかなと思いました。

○環境対策課長 今のご意見を参考にして、調整したいと思います。

○会長 わかりやすく。環境省を入れてください。

○犬塚委員 前回の審議会欠席だったので認識が欠けているかもしれませんが、事前にお送りいただいているパブリックコメント実施結果、これは何らかの形で公表する予定のものでしょうか。

○環境対策課長 公表に関しましては、この指針の公表と一緒に基本的には3月の中旬にインターネットで公表する予定です。

○会長 小一時間ディスカッションしていただきまして、どうもありがとうございました。いろいろご意見が出ていました点、修正しながら事務局でまとめていただければと思います。また、ご意見がございましたように今後どうするのだということ、当然一番大事なのはこのことですし、事務局で今後の進め方というのをいろいろご検討願って進めていただければ、また予算等も関係するでしょうし、ステップ・バイ・ステップでやっていけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

また、本報告書をまとめるに当たって、野村部会長を中心にした専門部会の委員の皆さん方、どうもありがとうございました。ご苦労さまでございます。お礼申し上げます。

---

#### ◎環境影響評価について～紀尾井町南地区開発事業～

○会長 次に環境影響評価について、紀尾井町南地区開発事業ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

○環境対策課長 それでは、次に紀尾井町南地区開発事業に係る環境影響評価調査計画書につきまして、ご説明させていただきます。

本件につきましては、東京都の環境影響評価条例に基づき手続を進めるものですが、都条例の環境影響評価の対象となるのは、例えば高速道路とか飛行場など、26項目条例上ありますが、高層建築物を新築する際に、高さが100メートル超、かつ延べ面積が10万平方メートル超のものについて、この条例の対象となる。本件はこれに該当しますので、新宿区は関係する区として都知事から区長意見を求められているものです。

お手元に冊子もお配りしていますが、こちらで概要を資料にまとめましたので、その資料をごらんください。

まず、1の事業者の名称ですが、株式会社西武プロパティーズです。代表者、所在地等記載のとおりですので、確認いただければと思います。

2の事業の名称、種類、これも先ほど申し上げましたとおりですので、確認いただければと思います。

3の事業の内容ですが、計画地は現在グランドプリンスホテル赤坂が営業しておりますが、表1にありますとおり、計画地は東京都千代田区紀尾井町1番地の一部です。用途地域などは表記のとおりです。計画敷地面積は約3万300平方メートル、延べ床面積約22万7,700平方メートル、最高高さ約180メートル、主要用途は、オフィス、ホテル、住宅、店舗、駐車場等、駐車台数は約560台です。工事予定期間は平成24年度から27年度です。供用

開始は28年度から予定されています。

次に、4の調査計画書の概要についてですが、この概要については後ほど図表とともに説明したいと思います。

次に、5の縦覧・閲覧期間といたしましては、2月9日から18日まで、これは新宿の広報の2月5日号にもこのことは載せています。縦覧場所等は区の環境対策課また東京都の所管課です。閲覧場所については新宿区の特別出張所及び中央図書館です。

6の都民からの意見の提出ですが、2月28日までに東京都に提出をしてくださいということです。

次に、7の区長意見の提出ですが、提出が2月28日までですので、区の内部で環境影響評価の検討会を行い、2月16日、本日環境審議会で審議した上で区長意見を取りまとめて都知事に提出したいと考えています。この意見は都知事が、また今度は都知事の意見として取りまとめて事業者に出して、事業者は環境影響評価書(案)というのを作成して、また同じような手続をするという流れになります。

次に、3ページの計画位置図をごらんください。地下鉄の永田町駅の北、紀尾井町通りとプリンス通りに挟まれた、実線で囲まれた部分が今回の計画地です。

次に、4ページの現況図ですが、中央にプリンスホテルの新館があります。その東に別館、そしてその北に旧館があります。この旧館は、李王朝の王様の旧李王邸の跡です。さらに西に料亭清水があります。こういう建物が現在あります。

次に5ページです。今回の事業をする配置計画図ですが、オフィス・ホテル棟、そして住宅棟、そして先ほどの旧李王邸の位置を若干ずらしまして、歴史資源として活用するために曳き家をして位置を変えて残すという予定だそうです。

次に、6ページの断面図ですが、オフィス・ホテル棟が紀尾井町通りからの高さが約180メートル、現在の赤坂プリンスの新館のところの高さは約144メートルですから40メートルほど高くなる。住宅棟がプリンス通りから約100メートルになります。

次に、7ページ、図の5です。環境に影響を及ぼす範囲ということで、計画地から半径800メートルの範囲なので、この図でいうと右上が新宿区になるわけです。この四谷一丁目の一部がここに含まれるために今回の手続、区長意見というものが必要になってくるということです。

次に、8ページの環境影響評価要因と評価項目の関連表ですが、その中で右に○がついていますが、それが今回の事業者が評価の実施を計画している項目です。評価項目という

のは全体で17項目あるのですが、17項目中の13項目を実施するものです。具体的には9ページから書いてあります。これが評価項目として選定した項目ですが、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、以下ずっと書いてあります。10ページも選定した項目です。日影、電波障害、以下温室効果ガスまで、この13項目が今回の評価項目として選定してあります。

11ページには今回の評価項目としては選定しなかった項目、それが悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、これは今回の評価項目に選定しなかった項目、また理由等が記載されています。この部分は説明が長くなりますので省略したいと思います。説明は以上です。引き続いて、今回の件に関する区長意見です。本件につきましては、アセスの対象地域に新宿区が一部含まれていて、距離的にはかなり離れている地域なので、そういうことを含めまして区長意見を取りまとめてあります。

「紀尾井町南地区開発事業」に係る環境影響評価調査計画書に対する区長意見（案）です。

1、調査計画書全般について、（1）本件高層建築物の新築に当たっては、周辺地域への環境影響を最小限にとどめ、周辺環境との調和を図り、環境影響評価項目として想定される事項について適切な評価・検討が行われるよう要望する。（2）工事中及び工事完了後も含め、当該事業に関する苦情や要望を受けつける窓口を設置し、誠実かつ適切に対応されるよう要望する。

2、環境影響評価項目について、（1）景観、計画地周辺は既に高層建築物が存在する地区ではあるが、計画地は史跡である外濠（弁慶濠）に隣接し、四谷見附橋から迎賓館にかけての外堀通りは歴史的な赴きがある緑豊かな並木を形成している。本件計画に当たっては、建物の形態、意匠及び色彩がこれらの景観と調和するよう十分に配慮されたい。

以上です。補足ですが、ピンク色の冊子の、先ほどの区長意見で、景観のことをいっておりますが、112ページのところに景観を調査する地点が表示してあります。その①から⑦まで、7カ所あるのですが、新宿区に關係する箇所としては左の上のほうのナンバー3とナンバー4、これが大体四谷の地域からなのですが、そこからの景観が調査地点として含まれています。

○会長 どうぞご意見がございましたらよろしく申し上げます。

○甲野委員 区長意見の中の一番下の景観です。私はむしろ内容的なことで、興味的なことで、李王朝の建物です。これを曳き家で移動して、計画では前より少し回転するわけですがけれども、恐らくそれでも新宿区から見ればぼつんとしか見えないと思いますが、ただこのピンクの冊子を見て気になったのは、移転等、復元計画が一応書いてありますけれども、変

更があり得る。これは状況に応じて変更があり得るでしょうけれども、最低これだけは守りますという、例えば景観を今までの景観のように、そういうふうなものがあるのかどうかということ。非常に細かいことですが、お伺いしたい。

○環境対策課長 そのことに関して区は情報を入手していません。実際に四谷のところから見てきましたけれども、李王朝の建物は全く見えない状況です。現在のところは前にニューオオタニのビルが建っていますので、赤坂プリンスホテルも現在の状態だとほとんど見えない状態です。そういう中で、李王朝に関しましては歴史資源として活用するということなので、かなり丁寧に対応するということはあるかと思うのですが、どういうことを守ってやるかというのは、現場にも行って見たのですが、曳き家するので地面から離さないといけないので、その辺のところは結構大変そうだなという感はあります。きょうの最新のニュースで聞いたところだと、李王邸は東京都指定文化財に指定する予定だということなんです。

○会長 本編の32ページになりますけれども、ここは風致地区に指定されているわけです。風致地区というのは都市計画法に準じて都が条例をつくって都がこれを運用していくことになっていますが、そうすると、今ここに書かれているのは当たり前のことで、ですから、書いてあるということですね。だめ押しで書いてあるということです。そういう色彩とか、形態とか意匠とか。本来なら自然景観ももうちょっと留意しなければいけないというようなことです。

ほかにご意見ございますか。

○副会長 16ページに施工計画、工事の概要として、大気汚染防止法、それから石綿障害、建物のアスベストの飛散等、いわゆる今回新築ということで一たん壊してしまってから、部分改修というよりも完全に壊してしましますという工事で、かなり大きい体積のものなので、古い建物だと思います。仮に飛散すれば、当然守るとはいつていますが、飛ばせば当然風の向きによっては区のほうにも飛びます。多分定義上大気汚染でもない、廃棄物でもない、通常アセスメント上配慮しますという中に、どちらに扱えばいいのかという事例です。大気汚染の項目です、廃棄物の項目ですといえるのかどうか、はっきりしませんが、古い建物の建てかえ工事で、期間も長いので、その期間すべてにおいて配慮をいただいて、飛散等については周辺住民あるいは通勤される方についてのすべての配慮を行うということは強く言っておいたほうがいいのかと思います。多分了解されているんだと思うのですが、実際のアセスメントのプロセス上表現しにくくて消えている

ように見えてしまうということなのです。

○環境対策課長 アスベストは恐らく廃棄物のほうだと思いますので、それを踏まえて意見を調整したいと思います。

○会長 原案と、それから今出ました、野村副会長から話がありましたような点を加えて多少付加していくということで、よろしいですか。

私から参考意見だけ申し述べさせていただいて、今後の参考にしていただけたらと思います。こういった話もあるよということでお話しして、それからまた審議会で多少そんなことも話に出て、注意してやらなければということ。

先ほど風致地区ということを申し上げましたけれども、本編の32ページ目に都市計画図というのがありまして、どこの区域が風致地区に、第二種風致地区というので東京都風致地区条例ということで、この辺縁の線がかかっていると思うのです。従来都市計画法の古い法律ですけれども、風致地区というのは昔からありまして、どちらかというとも現在ある、それこそ風致というか、自然環境を守っていききたいというのが昔の役人の思想でして、大体大事に扱うということで、ここに建物を建てる場合にも建ぺい率はとても低い。それから高さも10とか20とか、それ以内なのです。それがこの前のプリンスのときに丹下健三さんがこれを建てたのですけれども、先ほどお話がありました140メートルでしょう。それから、その前にニューオオタニがここに入っています。風致地区にそういう例というのはほとんどないのですけれども、東京都は言い方として、外国人観光客をこれから東京に呼びたい。そのためにはどうしてもここに要るのだというようなニュアンスでここに建てたのです。その結果、いろいろ反響を呼びまして、反対意見なども表に出てきました。今回も同じことだと思うのですけれども。特に今回建てかえといいつつ、隣に住宅という棟を、また高い建物を建てるわけですから、別の棟にして。だから、本来ホテルというのはそういう意味で意義があったということなのだろうけれども、別の見方とすれば。マンションというのは千代田区というのはどこでも建てているのです。ご存じのようにめちゃくちゃ建てているのです。今回この入り口のところにマンションを建てるのではないかと思うのです。これが風致地区に建てるという理由が考えられるのか。また、いえるのかということ、これは行政当局しっかりいえなければできないわけで、環境影響評価以前の問題で、どちらかというとも地区計画でやっていくというから都市計画の問題になってきますので、そういうようなときに、どこかでそういうことが出てくると思うのですけれども。参考までに、私はその辺意見を持っていますので、お伝えしておきます。直接的に関係ございません。

- 安田委員 質問なのですけれども、この斜線がかかっているところが全部風致地区ですか。ということは、この赤坂プリンスホテルの跡地は全部第二種風致地区なのですか。
- 会長 そうということです。
- 安田委員 第二種風致地区というのは規制としてはどういう規制がかかるのですか。
- 会長 詳しいことわからないですけれども、やはり自然環境の破壊はできるだけなくすようにとか、高さは何メートル以内とか、色は何、建物、構造は何だとか、都がみんな規定を持っているということです。
- 安田委員 過去にはそういうところに高層のホテルをつくられたわけですか。
- 会長 著名な建築家の名前を使いつつ、建てたわけです。丹下さんも随分たたかれましたけれども。
- 安田委員 今僕は横浜市磯子区なのですけれども、横浜プリンスホテルの跡地が高層マンションになると、地元住民が反対しているのですけれども、やはり風致地区がかかっているのです。全部ではないのですけれども。ここは全部かかっていますね、第二種だけども。
- 会長 住民の同意を得られれば外したほうがいいと思います。誤解を招かないように。外すということがまた重大な意味を持ちます。
- 甲野委員 千代田、新宿区はご存じのとおり高層マンションが密ですね。私の住んでいるところは全くの住宅地区で、そして平屋やせいぜい3階ぐらい。一番高いところで表通りの警察の8階ぐらい、警察や消防は我慢しようとしたところで19階建てが、ちょうど私の家の隣に建ちまして、私は地元の代表ということで、建設協議会とか何とかやりましたけれども、建築確認申請さえ通ればオーケーで、建築確認申請は風致とか景観は関係ないのです。日照などといった条件、それから、構造設計がきちんとできているか。建築確認申請が通ってしまえば強行、これが新宿区内の実態です。これは千代田区も同じだと思います。また恐らくその論理でいくのではないかと思うのです。

---

### ◎その他

- 会長 では、本日の2つの議題が終わりましたけれども、その他ということで、事務局ありますか。
- 環境対策課長 その他ですが、1つはエコギャラリーニュース、これは環境学習情報センターが定期的に出しているニュースです。58と59お配りしていますので、参考にいただければと思います。

事務連絡等ですが、資料をできるだけ事務局としても事前に送付しようと思っているのですが、なかなか難しい状況です。今回は事前に送付しました。場合によると今後メール送付等も考えておりますので、既にメール送信先を登録していただいている方はいいのですが、メールを確認させていただくということもしたいと思いますので、状況でなかなか郵送が間に合わないときにはメールで送らせてもらうことも考えていきたいと思います。ただ、事前に送付しますと当日までに若干の修正が出る場合がありますので、それは当日修正したものを出したいと思いますので、よろしくお願いします。

もう一点ですが、報酬に関してですが、今までは現金でお払いしていたのですが、来年度、23年度からは口座替にしたいと思いますので、口座等をお知らせいただくということになりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長 では、よろしくお願いいたします。

では、これもちまして第6回の新宿区環境審議会閉会といたします。

午後3時33分閉会